

28 高麗環雑記 三十三 …… 図録22ページ

第三ヶ条

アメリカ国人之連綿之居留する商売之為、当今開ある
下田并箱館之港ニ添て次之付添の湊之及び、都てを各
夫々付したる日より開くべし、即ち、

大坂 長崎 平井 京都 江都 品川

ニボン中国の北国迄之西海岸通るニ而二港合衆国より撰む
べし、若九州嶋之中ニ而其嶋之石炭坑江長崎方尚近き安
全之港ヲ見出し得候ば、石炭并其他蒸気船ニ入用之物ヲ
得るため、其港を開くべし、江都并品川港を開きし後六ヶ
月アメリカ国人之居留并商売之場所方たる下田港は鎖さ
るべし、此ヶ条約中ニ載たる各港及び都てにありか之
国人連綿居留すべし、其もの等は土地を続ヲ以て借り、
また其所ニ在る建物ヲ買ふ免許あるべし、且又住宅及び
倉庫を建る事を得べし、然し堡砦或は武備之場所は、住
宅又は倉庫を建るニ託して建べからず、此ヶ条ニ従ふ為
日本之用人等は建て変し、又ハ条復する建物を時々見分
する理有べし、(後略)

36 〔阿蘭陀領事官イハトシクルキユルシユス江引合候
儀全権委任状〕 …… 図録25ページ

永井玄蕃頭
岡部駿河守
岩瀬肥後守

阿蘭陀領事官イハトシクルキユルシユス江
及引合候儀は、都而其方共江
令委任もの也 (後欠)

49 〔仏蘭西国之使節与引合候儀全権委任状〕
…… 図録30ページ

永井玄蕃頭
井上信濃守
堀 織部正
岩瀬肥後守
津田半三郎

仏蘭西国之使節江及
引合候儀は、都而其方共江
令委任もの也 (後欠)

51 〔宇漏生国使節フテューレンビユルグと談判ニ付全
権委任状〕 …… 図録30ページ

村垣淡路守
竹本圖書頭
黒川左中

宇漏生国之使節カラー・フテ・
ユーレンビユルグと及談判候儀は、
都而其方共江令委任もの也

万延元申年十一月 (朱印・欠落)

163 〔永坂昇太夫・鈴木平助宛黒澤新左衛門・岩崎豊太
夫書翰〕 …… 図録86ページ

一 筆致啓上候向是之節御座候得共、
殿様益御機嫌能遊御座、日々御出勤被遊奉
恐悦候、其御地

御奥様、御惣容様益御機嫌克被成御座恐悦
奉存候、次ニ各様初御家中御一同無御別条可被
成御勤珍重御義奉存候、随而拙者共無異儀相勤
罷在候、其外御門努向一統無御別条、乍憚

御厚慮可被下候、英国御用向も御片付ニ相成、
明十三日御出立、阿蘭陀江御越ニ可相成義ニ付、今日
御荷物等取調罷在候、右様之御運ひニ御座候、弥
当年中ニは御帰府ニ可相成義と夫のミ相楽ニ罷在候、
二月十九日出御書状夫々御返事も可申上処、右ニ而今日
取込罷在候ニ付、阿蘭陀より御報可申上候、此後

御地より御書面御差出之義ニ候ハ、仏蘭西国江向ケ御
差出候方可然歟と奉存候、何れも御帰帆之節は
仏国江御戻り御出立ニ可相成御積り御座候、乍然只今
之御見込ニ而は九月下旬・十月早々ニハ仏国も御
出帆ニ可相成哉と奉存候間、格別先ニ寄り候而者御出
便ニ相成候而も御間ニ合申間敷哉ニも奉存候、御含迄ニ
得御意候、右得御意旨如此御座候、恐謹拝言

五月十二日 黒澤新左衛門
岩崎豊太夫

永坂昇太夫様
鈴木平助 様
一、御地方御出便之儀、先ニ寄り候ハ、支那ホンコン江向御差出
被成候ハ、相届可申奉存候、

(封表書)

京極能登守

用人共江

(封裏書)

清悦

(本文)

自分儀、今日被為

召候処、仏蘭西・英吉利西

其外国々御使罷越

骨折候ニ付被下置旨、於芙蓉間

御老中方御列座、周防守殿

被仰渡、若年寄衆待座

有之、金拾五枚、時服三致

頂戴并仏蘭西・英吉利西

延期其外談判筋骨折

相動候ニ付被下旨、於同席

列座同前御同人被仰渡、御待座、

同所金七枚致頂戴候、

此段申遣候、以上、

十二月廿九日

京極能登守

用人共江

自分儀、今日被為

召候処、御座間於

御前式百石御加増被下置候、

此段申遣候、以上、

十二月廿九日

京極能登守

用人共江

215 申合箇条

… 図録109ページ(部分翻刻)

申合議定之事

一、弥以兵端ヲも御開ニ相成候節は、主人

并下男之分者銘々相残火之元大切ニ

心懸、宿内都而見廻り方致候事、

一、若出火等相起り類焼も致候節は、目黒

瀧泉寺江一同相集、老纏ニ相成可申事、

一、銘々家前ニ竹鎗老本宛人数ニ任セ

出来置相互合図次第相扱可申事、

一、旅籠屋方ニ無方之者集り候節は、同様

相互助合可申事

(後略)

216 申合議定連印帳

… 図録109ページ(部分翻刻)

申合議定之事

一、若年寄中并外国御奉行横浜表江御越ニ相成

候ハ、御掛合向模様為聞合人撰いたし、早速同所

表江差遣候節ニ臨、御差図請取計可申上事、

一、横浜表江差遣候聞合之者罷帰り、弥御打払ニ相

成候趣ニ候ハ、銘々食売女并小女一同差添之者

相付小泉長家岩槻屋別荘江向為立退、主人

儀は跡火之元其外万端心得候上、右同所江罷

越候、尤一同着到相揃候ハ、目黒不動門前内田屋

外拾軒江兼而立退方相頼置候ニ付立退可申事

(後略)

218 [横浜軍艦横浜沖碇泊ニ付町触]

… 図録110ページ

此度横浜沖へ碇泊

之英国軍艦、昨今之

模様ニ而は品ニ寄俄ニ

兵端を可開も難計

候間、品川拾八ヶ寺門前方

芝辺迄海岸之分老

若病者之類一時ニ

不騒立様兼々触置

候趣ヲ以近在身寄等へ

立退可申、尤其主人

并壯強之召仕等立退

候儀は不相成候間、火之

元等取締筋精々心

付可申候、

右之趣海岸付町々へ可触

知もの也、

亥五月

右之通從町御奉行所

御文段之趣相弁、

混雑無之様早々

相触可申候、

町年寄

五月四日

役所

225 [鎖港談判之儀委任状]

… 図録112ページ

竹本甲斐守

池田 修理

鎖港談判之儀、其方共江

令委任もの也

文久三亥年九月（朱印・欠落）

河田貫之助殿

227 〔神奈川港鎖閉其外談判之ため米英仏蘭葡普露西国江使節派遣ニ付覚〕

：図録113ページ

覚

一、今般神奈川港鎖閉其外

談判之ため、亜墨利加・貌利太尼亞・

仏蘭西・阿蘭陀・葡萄牙・孛漏生・

魯西亞・瑞西国江被遣条、彼国々

滞在中諸般他邦江差響候

儀は雖些末之事厚勘弁可致事、

一、右御用中万事外国奉行江

心添いたし、若異議も候ハ、

婦府之上可申聞候、勿論

御国体を大切ニ存、後來之

御為深く勘弁可致事、

一、外国奉行病氣其外万一

差支も有之節は、其方儀

忝人ニ而も御使可相勤事、

右之趣相守、外国奉行可申談段

可沙汰之旨所被 仰出也、仍執達

如件、

文久三年十二月廿六日

備前守（花押）

河内守（花押）

周防守（花押）

和泉守（花押）

232 航海日記

：図録118ページ

文久四癸亥年十二月廿七亥日、晴亥四ツ時牛天神下出立、品川

脇本陣ニテ昼飯、其ヨリ馬ニ乗リ川崎ニ而駕ニ乗

替、神奈川舛村屋エ夜六ツ時着ス、池田筑後守殿

御同宿○料理屋江行、今夜神奈川ニ而^{（虫損）}御料理ヲ喰ヒ

終リヲ致ス（後略）

今般其方共亜墨利加国江

被差遣候ニ付而は、日本在留

同国先任公子オノレーブル

ロベルト・エーチ・プライン江、軍艦

打立其外之ため金子

相渡置候高之内、日本政府江

指戻すべき分、同人江談判を

とげ指戻させ候上、請取書

相遣可申候、右之趣前以

其方共江相任せ候もの也

慶応三卯年正月十二日

244 〔小野友五郎松本寿太夫亜墨利加政府与談判之儀ニ付委任状〕

：図録122ページ

小野友五郎

松本寿太夫

井上河内守（花押・抹消）

稲葉美濃守（花押・抹消）

松平周防守（花押・抹消）

小笠原壹岐守（花押・抹消）

263

〔徳川民部大輔為附添差遣候間諸般談判向引請取計之儀ニ付委任状〕

：図録132ページ

向山隼人正

其方儀、徳川民部大輔江

為附添差遣間、諸般

談判向引請取計べく

令委任もの也

令委任もの也

慶応三卯年正月八日（朱印・欠落）

245 〔小野友五郎松本寿太夫亜墨利加国江差遣候ニ付軍艦建造費談判相任候段書付〕

：図録122ページ

小野友五郎

松本寿太夫

267 「小出大和守石川駿河守魯西亜国与談判之儀ニ付全權使節委任状」

… 図録 133 ページ

小出大和守
石川駿河守

魯西亜国都府において
談判之儀、其方共江
令委任、全權使節を
命ずるもの也

慶応二寅年十月（朱印）

280 「各国政府与談判之儀ニ付委任状」

… 図録 138 ページ

此度条約済各国
政府江談判筋之儀
令委任もの也

慶応三卯年五月（朱印・欠落）

向山隼人正とのへ

311 福地源一郎書翰

… 図録 149 ページ

明治四年辛未十一月廿七日 太平洋中

太平洋飛脚船アメリカ船中ニ於て

去ル十二日午横浜発程後、使節団一行無事

日本人之惣人数留学生迄を計し惣メ百〇六人

なり、実に盛なりと謂うべし、

岩公之綿密、兎角口うるさきニ壁易いたし、

理事官中ニ議論家などありて、先ハ船中之

無卿を慰申し候、○併此一行にて、ぞろくくと

泰西各国を順礼いたし候てハ金も入り、無錢之

見せものなるべし、

副使中、猶相情忌するの幣を去るを得ず、何卒

旅行中ニ之を和せしめたり、

彼地着之上ハ、バン。紙幣。公債の三ヶ条丈ハ

各国にて取調、可相成丈力を尽し、時々レポルトを御廻

し申上候様可仕間、其時々御読過、實際御参考

被成可被下奉願候、

留守宅之儀、可然御光顧を奉祈 ○サンフランシスコ

着之上、猶書贈奉申上度 ○今夕か明朝、此

洋上にて飛脚船日本へ行ものニ出会可申間、急々

此一封を草し謹候、近況、草々頓首再拜

福地万世

青淵洪澤老先生

（左上欄外記述）

杉浦子へも可然御一声奉祈、

中川七郎兵衛之願筋、最早御許可相成候哉、

可然御保庇を乞ふ、

320 山口尚芳書翰

… 図録 151 ページ（部分翻刻）

（前略）

兎角談判も及遅延ニ、

条約草案差出候

日迄已ニ巻ケ月余過

尙回之引合も無之、

漸西洋五月晦日ニ引

合有之、是も諷力之時

間ニ而決命之廉も無

之、然半兩副使婦

朝後之伝信報到来

拝見候処、海外ニ而条約

調印之義ハ許可相成

（後略）

348 木戸孝允書翰

… 図録 157 ページ（部分翻刻）

（前略）

尊王と云開化と云、其

末多くは雷同流行

ニ陥り、然し而開化家

の幣尤可然と奉存候、

如何となれハ、其害ハ其

れを行ふ之人ニ切

ならずして、終ニ其刃ニ

及ぶもの大也、仍而、

雷同流行之ものも亦

多き所以なり、去年

六月、西郷先生ニも

愚論申上候通、時勢

道近歩仕候ニ付而は、

孤立法の確定仕候

事肝要と奉存候処、其

後工夫候而も別愚按

も無之、院也省也、

或ハ二人或ハ三人、迎

意企事ハ永久之策

ニあるべからず歟と奉存候、

（後略）